

全体スライドの概要について

令和8年4月

県土整備部 技術管理課

1	全体スライドとは？	3
2	対象工事	4
3	スライド額の算出	5
4	変更のイメージ	6
5	手続きの流れ	7
6	各種様式	8
7	お問い合わせ先	1 2

1 全体スライドとは？

全体スライドは千葉県建設工事請負契約書第26条第1項から第4項に規定された制度です。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

2 対象工事

スライド協議を請求した日を基本

- ・ 協議により定める「基準日」から工期末までの期間（＝「残工期」）が2ヶ月以上あること
- ・ 契約日から12ヶ月を経過した工事

※ 複数回の全体スライドも可能

※ インフレスライドや単品スライドとも併用可能

（全体スライド・インフレスライド適用から12ヶ月経過が必要）

3 スライド額の算出

$$\text{スライド額} S = [P 2 - P 1 - (P 1 \times 1 5 / 1 0 0 0)]$$

受注者負担額

P 1 : 変動前残工事金額

(請負代金額から基準日における出来形数量に相應する
請負代金額を控除した額) (税込)

$$P 1 = \text{変動前残工事の工事価格} \times \text{請負費率} \times (1 + \text{消費税率})$$

P 2 : 変動後残工事金額

(変動後(基準日)の賃金又は物価等を基礎として
算出した(P 1)に相當する額) (税込)

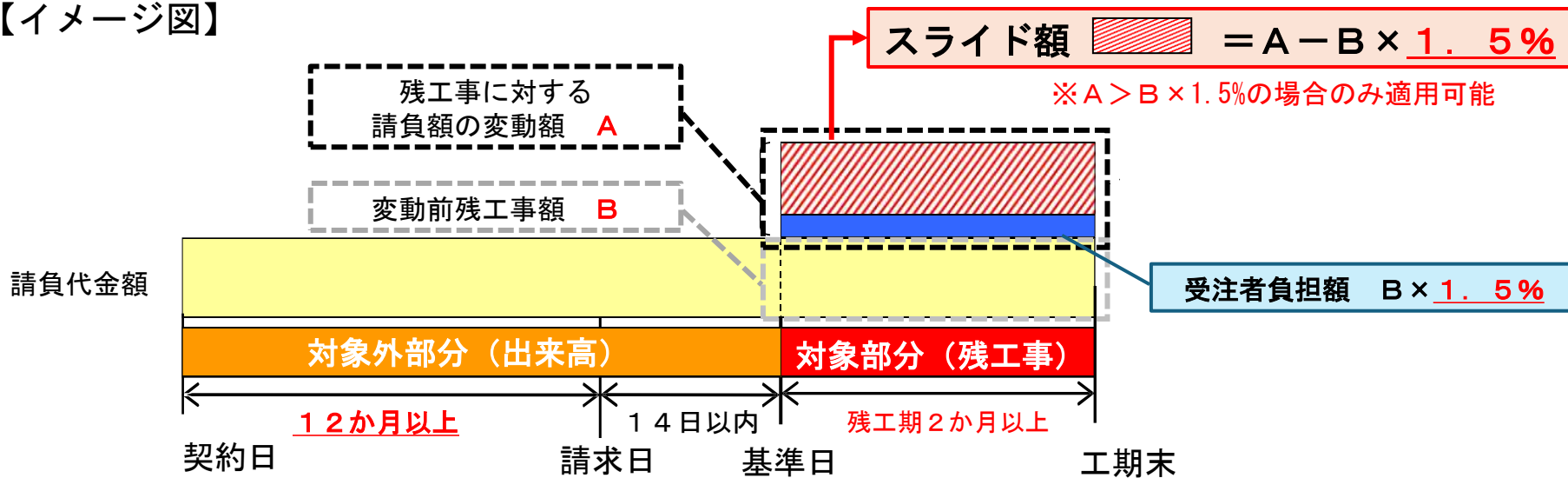
$$P 2 = \text{変動後残工事の工事価格} \times \text{請負費率} \times (1 + \text{消費税率})$$

4 変更のイメージ

対象部分 (残工事部分)	対象外部分 (出来高部分)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日 (※1) 以降に施工する部分 ・ 基準日以降に購入する工事材料 (対象工事費 = 請負代金額 - 既済部分請負代金額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日時点で施工済み部分 ・ 基準日時点で現場搬入済みの工事材料

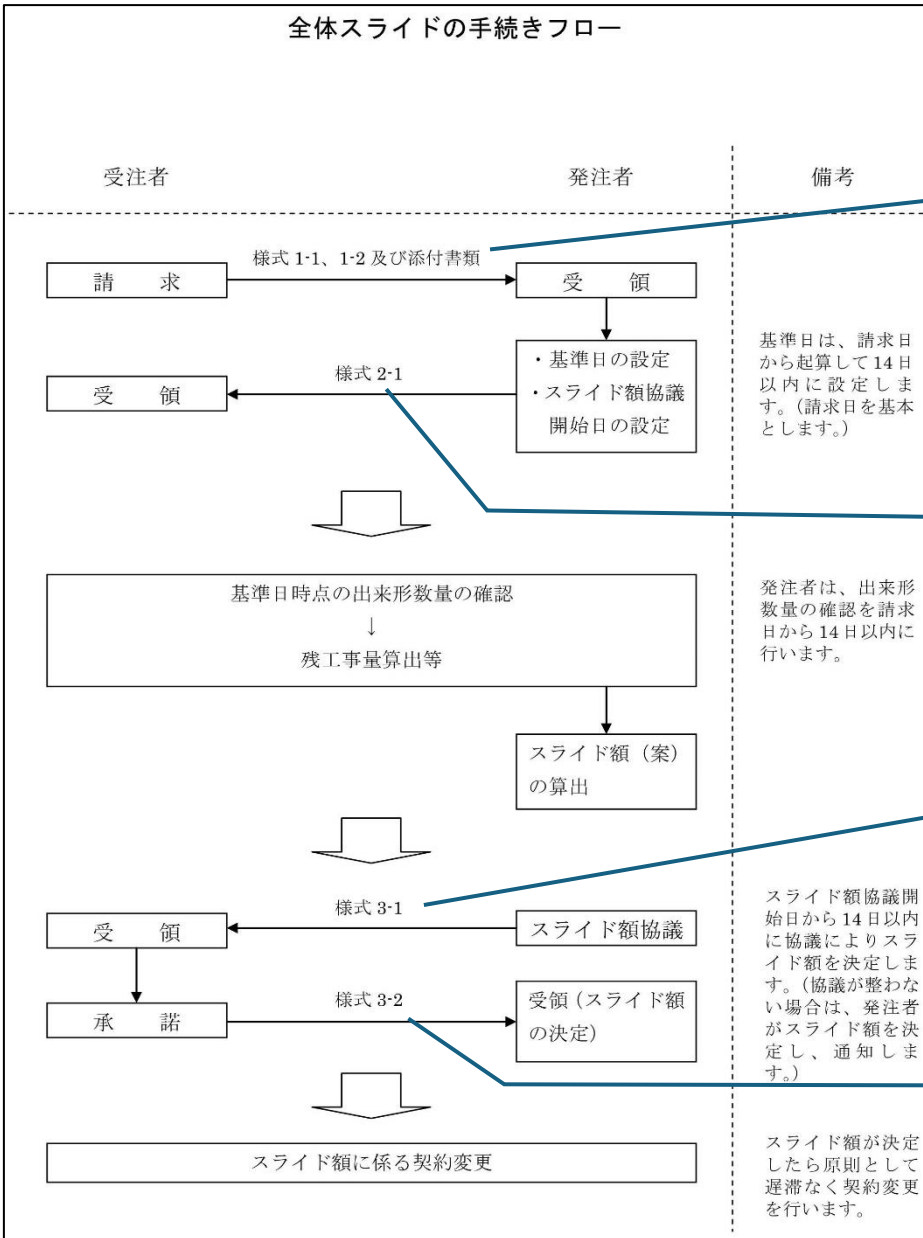
※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

【イメージ図】



5 手続きの流れ

全体スライドの手続きフロー



(様式1-1) 工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定による契約金額の変更(請求)
(様式1-2) 概算スライド額調書

(様式2-1) 工事請負契約書第26条第3項に規定する基準日及び協議の開始の日(通知)

(様式3-1) 工事請負契約書第26条第2項及び第3項の規定によるスライド額(協議)

(様式3-2) 承諾書

様式1-1（受注者から増額を請求）

(様式1-1)

[受注者からの請求]

令和 年 月 日

(発注者宛)

様

住所
受注者
氏名

印

〔 法人の場合は名称
及び代表者の氏名 〕

工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定による契約金額の変更（請求）

令和 年 月 日付けで契約締結した下記の工事については、賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったため、工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定により契約金額の変更を請求します。

記

1 工 事 件 名

2 契 約 金 額 ¥

3 契 約 日 令和 年 月 日

4 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 工 事 場 所

6 希 望 基 準 日 令和 年 月 日

7 変 更 請 求 概 算 額 ¥

8 概 算 変 動 前 残 工 事 金 額 ¥

（概算変動前残工事金額とは、契約金額から当該請求日における既済部分に相当する契約金額を控除した額）

※ 希望基準日は、この請求を提出する日から起算して14日以内とする。

※ 別紙「概算スライド額調書」（様式1-2）を添付する。

※ 監督員と相談の上、出来高、残工事の既定額、単価の変動及び上昇額についての資料を添付する。

※ 変更請求概算額及び概算変動前残工事金額については、精査の結果によっては、変更となることがある。

※ 工期又は工事内容の変更について先行指示があるが、契約変更が済んでいない場合には、その旨を確認するための資料を添付する。

様式1-2（様式1-1の根拠として添付）

(様式1-2)

概算スライド額調書

工 事 件 名	
契 約 金 額	円 (税込み)
予 定 価 格	円 (税込み)
落 札 率	%
契 約 日	令和 年 月 日
工 期	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日
希 望 基 準 日	令和 年 月 日
出 来 高	%
出 来 高 額 (既済部分に相当する契約金額)	円 (税込み)
変 動 前 残 工 事 金 額 P1	円 (税込み)
変 動 後 残 工 事 金 額 P2	円 (税込み)

○スライド額(S) = P2 - P1 - (P1 × 15 / 1000)
(税込み)

P1 : 変動前残工事金額 (税込み)
(契約金額から当該請求時の既済部分に相当する契約金額を控除した額)

P2 : 変動後残工事金額 (税込み)
(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相当する額)

※ 出来高、出来高額、変動前残工事金額及び変動後残工事金額については、概算とする。
ただし、精査の結果によっては、これらを変更することがある。

様式2-1（発注者からスライド額協議開始日を通知）

(様式2-1)

(文書番号)

令和 年 月 日

(受注者宛)

様

(発注者)

工事請負契約書第26条第3項に規定する基準日及び協議の開始の日（通知）

令和 年 月 日付けで請求のあった「工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定による契約金額の変更（請求）」については、工事請負契約書第26条第3項の規定により、下記のとおり基準日を定めるとともにスライド額の協議を開始します。

記

1 工事件名	
2 基準日	令和 年 月 日
3 協議開始日	令和 年 月 日

「スライドの請求日」や
「基準日」ではなく、
「様式3-1で協議を行う日」
であることに注意！

6 各種様式

様式3-1 (発注者から変更金額を協議)

(様式3-1)
(文書番号)
令和 年 月 日

(受注者宛) 様

(発注者)

工事請負契約書第26条第2項及び第3項の規定によるスライド額 (協議)

令和 年 月 日付で請求のあった「工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定による契約金額の変更 (請求)」について、工事請負契約書第26条第2項及び第3項の規定による変動前残工事金額、変動後残工事金額及びスライド額を下記のとおりとしたいので協議します。

なお、御異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

記

1 工事件名		
2 変動前残工事金額	¥	-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥		-)
3 変動後残工事金額	¥	-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥		-)
4 スライド額	¥	-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥		-)
5 契約変更予定時期・協議が整い次第、速やかに行う。		
6 回答期日	令和 年 月 日	

様式3-2 (受注者から変更額を承諾)

(様式3-2)
令和 年 月 日

(発注者宛) 様

住所
受注者
氏名 印

〔法人の場合は名称
及び代表者の氏名〕

承諾書

令和 年 月 日付 (文書番号) により協議があったスライド額については、下記のとおり承諾します。

記

1 工事件名		
2 変動前残工事金額	¥	-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥		-)
3 変動後残工事金額	¥	-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥		-)
4 スライド額	¥	-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥		-)

様式3-3（発注者からスライド額を通知） ※承諾書の提出がない場合

(様式3-3)
(文書番号)
令和 年 月 日

(受注者宛)

様

(発注者)

工事請負契約書第26条第2項及び第3項の規定によるスライド額（通知）

令和 年 月 日付（文書番号）によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、
令和 年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

ついては、工事請負契約書第26条第3項の規定により、スライド額を下記のとおり定め
たので通知します。

記

- 1 工事件名
- 2 スライド額 ¥ —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —)
- 3 契約変更予定時期 ・速やかに行う。

7 お問い合わせ先

■個別の工事における協議方法等について 各発注機関

■全体スライドの制度について

千葉県 技術管理課 技術情報班

TEL 043-223-3503

E-mail gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp

【関連ページ】全体スライド条項

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/zentai.html>

ご視聴ありがとうございました